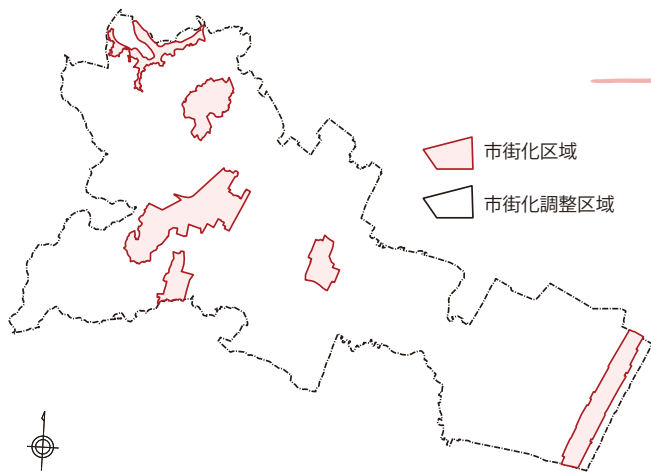


平成 26 年 10 月 1 日から届出が始まります。

(10月30日から工事着手するものが対象で)

届出対象行為

市全域を景観計画区域として、景観法及び景観条例に基づき、下記の届出対象となる行為について、工事着手の30日前までに市長への届出が必要となります。



届出対象となる区分

届出対象となる区分は、地域ごとの景観特性や景観形成の方針を踏まえて、**市街化区域**と**市街化調整区域**の2つに区分しています。

まち
市街化区域
(景観形成を積極的に図っていく区分)

やま さと はま
市街化調整区域
(今ある良好な景観資源を保全し、調和を図る部分)

届出対象行為の種類	市街化区域の届出対象行為	市街化調整区域の届出対象行為
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	(1)第一種低層住居専用地域： 軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物 (2)第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域又は第二種住居地域： 高さが10メートルを超える建築物 (3)準工業地域又は近隣商業地域： 高さが15メートルを超える建築物 (4)商業地域：高さが20メートルを超える建築物 (5)上記にかかわらず、延床面積が500㎡を超える建築物	専用住宅及び兼用住宅を除くすべての建築物。ただし、これに付随する車庫、農機具等収納施設を保管する倉庫等は対象としない。
工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが15メートルを超える工作物	
開発行為	開発許可申請が必要な開発行為すべて (1,000㎡以上)	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 その他の土地の形質の変更	変更に係る土地の面積が600㎡以上のもの	
木竹の植栽又は伐採	600㎡以上の木竹の植栽又は伐採	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その用途にかかる面積が600㎡以上のもの	
水面の埋立て又は干拓	600㎡以上の事業区域における水面の埋め立て又は干拓	

届出の流れ

届出を行う場合は、以下の流れに沿って行ってください。必要に応じて事前協議を行うことができます。

